

人材紹介に関する基本契約書

《見 本》 手数料一括請求返却

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、甲という）と株式会社アクト関西（以下、乙という）とは、甲が採用する人材の紹介に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し甲の必要とする人材に係る紹介を依頼し、乙は、この求人ご依頼に応じて、必要な人材を紹介する。

乙の取扱職種の種類は、国内における「マネキン」「販売の職業」「事務的職業」「サービスの職業」とする。

但し、求人依頼の内容が関係法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、あるいは一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法等）違反のある場合には、求人の不受理の対象に該当する。

その確認のため、甲は職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当しない申告書を乙に提出するものとする。

（労働条件の明示）

第2条 甲は、前条の紹介を依頼するに当たり、その依頼する人材に係る労働条件（職業安定法第5条の3第2項に定める事項を含む。）を乙に書面により明示する。

なお、甲は、書面を郵便、電話、ファクシミリ、または電子メールにより明示することもできる。

（人材の適格紹介）

第3条 乙は、前条の労働条件及びその他甲が希望する求人の条件（以下、求人条件という。）に基づき、甲の要望に合致すると認められる人材が得られた場合、当該人材に前条の労働条件を書面により明示し、相談支援を実施した上で甲に紹介する。

なお、当該人材が希望する場合は、これを電子メール等により明示することができる。甲及び乙は、その過程において求人情報及び求職者情報を正確かつ最新の内容に更新する。

（選考・採用）

第4条 甲は、乙が前条による紹介を実施した人材について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した求人条件等に基づき採用を決定する。この場合、乙は甲に必要な助言を行う等、選考・採用が円滑に行われるよう支援を行う。

(労働条件明示書の交付)

第5条 甲は、前条により採用を決定した人材（以下、丙という。）と雇用契約を締結するに当たっては、あらためて別紙の労働条件明示書を、丙に明示・交付するものとする。

(求人受付事務費用及び紹介手数料)

第6条 甲が乙に対し支払う手数料は、次のとおりとする。

(1) 求人受付事務費用

甲が乙に対し、所定の書面にて求人の申込みを行い、乙から甲への人材紹介がなされ、甲による雇用が成立した場合、ご依頼1件につき ******円**(消費税別途)を支払う。なお、乙の登録者が就労開始した日をもって、雇用が成立したと見なす。

(2) 紹介手数料

丙の給与の年間支払い総額（通勤手当を除く）の ****.**%（消費税別途）**とする。

甲及び乙は、丙の氏名、生年月日、住所 連絡先、給与振込の銀行口座及び

乙の紹介対価の額など必要な事項を、別途書面により確認するものとする。

また、乙は、甲に紹介した丙からは、いかなる名目の手数料も徴収しない。

1、乙が紹介した当該丙が、専ら甲の事由により退社に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該退職が甲による前項の対価の支払い前であっても甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

2、乙が紹介した丙が入社後90日以内に、専ら丙の何らかの事由または乙の丙への労働条件の明示不足により退職した場合、乙は受領済紹介手数料より下記の額を返却する。金額の算定にあたっては千円未満を四捨五入とする。

退職日が入社日より30日以内の場合

受領済紹介手数料の12分の11を返却する。

退職日が入社日より31日以上90日以内の場合

受領済紹介手数料の12分の6を返却する。

退職日が入社日より91日以上経過後の場合

受領済紹介手数料は返却しない。

(手数料の支払方法)

第7条 甲は、乙が紹介した丙と労働契約を締結した日の**当月〇〇日**を締日とする乙からの請求書に基づいて、前条の求人受付事務費用及び紹介手数料を、**翌月〇〇日**までに乙の指定する銀行口座に振込むものとする。銀行振込手数料は甲の負担とする。

(早期離職者に関する情報提供義務)

第8条 乙は、人材紹介サービス総合サイトへの情報提供義務（職業安定法第32条の16第3項）を履行するにあたり、期間の定めのない労働契約をした人材のうち6か月以内に離職した人数（解雇による離職者除く）を甲より通知を受けるものとする。

(個人情報保護及び秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び、乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）の個人情報を漏えいさせないように万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。

- ② 甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

(責任の範囲)

第10条 乙は、甲に紹介した丙が、甲に採用されて被用者として就業を開始した後に、丙の行為によって、甲又は第三者に損害を与えた場合には、当該人材の故意または過失にかかわらず賠償の責を一切負わないものとする。

- ② 甲と乙は、甲と丙の間で締結される雇用契約に関して、乙は人材の身元保証人ないし身元引受人としての地位にあるものではないことを確認する。

(苦情処理体制の整備)

第11条 甲及び乙は、取引開始時に、双方の苦情対応窓口の担当者と連絡先を確認する。
また、乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）及び関係先からの苦情があった場合には、これを迅速かつ適切に処理するため、関係行政機関の指導のもと苦情処理体制の整備及び改善向上に努めるものとする。

(契約解除)

第12条 甲または乙は、相手方において次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、何らの通知催告することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとし、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

- (1) 発行した手形・小切手が不渡りになり、または支払い停止に陥ったとき。
(2) 第三者から主要な財産、債権等について差押、仮差押、仮処分、強制執行を受け、あるいは、競売等の申立てを受け、若しくは租税滞納処分を受け、または破産民事再生・会社更生等の申立てを受け、若しくは自らその申し立てをしたとき。

(3) 解散・減資・営業の停止または譲渡の決議をしたとき。

(4) 前各号のほか、財務状態が悪化しまたはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき。

- ② 甲または乙は、前項各号のいずれかに該当し本契約の解除がなされたとき、相手方に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失し、ただちに相手方に弁済しなければならない。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第13条 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知催告のその他の手続きを要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除できる。また、その際に生じた損害については賠償請求できるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員または暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）である場合
- (2) 代表者、責任者または実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合
- (3) 自らもしくはその代表者、責任者または実質的に経営権を有する者が暴力団等への資金提供を行った場合
- (4) 本契約の履行のため、自らと契約を締結する者が、暴力団等のいずれかに該当する場合
- (5) 自らもしくは第三者を利用して、相手方に対して自身もしくは関係者の暴力団等である旨を伝えた場合、または相手方に対して詐術、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いた場合
- (6) 自らもしくは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損、もしくは相手方の業務を妨害した場合、またはそれらのおそれのある行為をした場合

- ② 甲または乙が、前項の規定により、本契約の全部または一部を解除した場合は、相手方に損害を生じてもこれを一切賠償しない

(法令遵守)

第14条 甲および乙は、互いに職業安定法その他の労働関係法令および関係指針、ならびに暴力団による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除条例を遵守し、適正に対応するものとする。

なお、第3条に定める甲及び乙の人材紹介業務に係る者についても同様とする。

(有効期間及び有効期間満了後の秘密保持等)

第15条 この契約の有効期間は 20〇〇年〇〇月〇〇日から20△△年△△月△△日までとする。ただし、有効期間満了の〇カ月前までに甲・乙いずれからも特段の申し入れがないときは、さらに1年間同一条件で更新するものとする。

- ② 第8条に定める個人情報保護及び秘密保持義務については、甲・乙ともに前項の有効期間満了後も遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関して紛争が生じた場合は、甲を被告とする場合は〇〇地方裁判所、乙を被告とする場合は大阪地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとする。

(信義則)

第17条 この契約の定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲・乙誠意をもって協議し決定する。

この契約締結の証として本書正本2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

20〇年〇月〇日

甲

乙 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
株式会社 アクト関西
代表取締役 増田 修一 印